

## にいがた経済好循環推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、物価高騰等の影響を緩和し、地域経済の好循環につなげるため、県内の事業者等で構成される団体が行う地域経済の活性化に向けた消費喚起や需要拡大に資する取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、物価高騰等による県内経済への影響を緩和することを目的とし、原則として交付決定日から令和9年2月28日の間に開催するキャンペーン、イベント等であって、県内の消費喚起や需要拡大に資するものとする。

ただし、実施するキャンペーン、イベント等は、商工会又は商工会議所による助言・提案等を受け、市町村から広報等の協力を受けながら取り組むものとし、政治的又は宗教的活動及び申請団体の利益を目的とした事業については、交付の対象としない。

### (補助事業者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、パートナーシップ構築宣言への登録を行った県内の事業者等が構成員に半数以上含まれる団体であって、前条に定める補助事業を実施する者（第8条に基づき助言や提案を行う商工会及び商工会議所を含む）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

#### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要な経費であって、別表に定める経費区分及び内容に該当するもの（令和8年3月5日以降に契約又は発注するものに限る。）とする。ただし、次の各号に掲げる経費については、交付の対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 補助事業者又はその構成員等の常用雇用者の人件費（補助事業を実施するために臨時的に雇用する者に係るものを除く。）
- (3) 販売目的の物品等又はその原材料の購入費
- (4) 他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費
- (5) 補助事業者及びその構成員の間の取引に係る経費であって、取引の実態や価格の合理性等から総合的に判断して、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの
- (6) 同一の経費について、別の県補助金等又は国若しくは市町村の補助金等の交付を受けるもの
- (7) この補助金の目的に照らして、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの

2 補助事業者は、補助事業の実施に必要な物品、役務・サービス等を調達する場合は、可能な限り県産品を活用又は県内事業者へ発注するよう努めなければならない。

#### (補助率及び補助限度額)

第5条 この補助金は、1,500千円を上限として、予算の範囲内で必要と認められる額（補助対象経費の合計額の2分の1以内）を交付する。ただし、補助事業に収入（来場者からの入場料収入、出店者からの負担金収入、協賛金収入など）がある場合、補助事業に要する経費（補助対象外経費を含む）の合計額から当該収入を控除した額又は1,500千円のいずれか低い額を補助限度額とする。

#### (交付の条件)

第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合又は交付決定額の変更が必要になる場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うとともに、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (5) 県内における自然災害等の状況を踏まえ、補助事業の中止又は延期を求めることがあること。
- (6) 補助事業による効果を測るため、「売上額」及び「見込まれる地域全体に広がる事業効果」について把握し、実績報告書に記載すること。

#### (交付の申請)

第7条 規則第3条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式（交付申請書）及び別記第2号様式（事業計画書）のとおりとし、知事が定める期日までに正本一部を、最寄りの商工会又は商工会議所に提出しなければならない。

#### (商工会又は商工会議所の役割)

第8条 商工会又は商工会議所は、提出された事業計画書の記載内容に関し、申請者に対して補助事業の効果を高めるための助言や提案を行うことができる。

2 商工会又は商工会議所が助言や提案を行う場合、申請者は第7条に定める期日の後であっても、申請書又は事業計画書を再提出することができる。ただし、その期限は第7条に定める期日から起算して10日以内とする。

3 商工会又は商工会議所は、第7条に定める期日から起算して10日以内に、提出された申請書及び事業計画書をとりまとめ、知事に送付するものとする。

#### (交付の決定)

第9条 知事は、前条に基づき交付申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。

**(変更の承認申請)**

第 10 条 第 6 条第 1 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別記第 3 様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

**(事業の中止又は廃止の承認申請)**

第 11 条 第 6 条第 2 号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめ別記第 4 号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

**(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)**

第 12 条 第 6 条第 3 号の規定により知事の指示を求める場合は、速やかに別記第 5 号様式による事業遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

**(申請の取下げ)**

第 13 条 規則第 7 条の規定による期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 20 日を経過した日とする。

**(状況報告)**

第 14 条 規則第 10 条の規定については、知事が必要と認めて指示した場合に、別記第 6 号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出して行うものとする。

**(実績報告)**

第 15 条 規則第 12 条前段の規定による実績報告書は、別記第 7 号様式のとおりとし、原則として補助事業が完了した日（第 6 条第 2 号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、その日）から起算して 20 日を経過した日又は令和 9 年 2 月 28 日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

**(補助金の額の確定等)**

第 16 条 知事は前条の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書にかかる書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付決定の内容（第 10 条の規定による承認をしたときには、その承認をした内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、遅滞なく補助事業者に補助金を支払うものとする。

### (補助金の概算払い)

第 17 条 補助金の概算払を受けようとする者は、別記第 8 号様式による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、概算払いの請求があったときは内容を審査し、相当と認めるときは、交付決定額の全部又は一部について概算払いすることができる。

### (補助事業を中止した場合の補助対象経費の取扱い)

第 18 条 第 6 条第 5 号の規定により知事が中止を求めた場合又は感染症の拡大や、自然災害等に起因し、主催者判断によりやむを得ず事業を中止した場合は、それまでに支払済みの経費、契約済みの経費のうちキャンセルができない経費（物品購入等で、他用途に転用できる場合を除く）、及び規約等に基づくキャンセル料に限り補助対象経費として認め、補助事業者に補助金を支払うものとする。

### (その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は知事が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 23 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 3 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付決定を受けた補助事業については、なお従前の例による。

別表 にいがた経済好循環推進事業補助金 補助対象経費（第4条関係）

経費区分	内 容
謝金	講師、講演者及びイベント出演者等に対する謝金
賃金	本事業の業務・事務を補助するために臨時的に雇用した者（アルバイトなど）の賃金
旅費	講師等の旅費、事業実施に必要な職員等の旅費（旅行内容が確認できるもの）
使用料及び賃借料	会場及び機材借上料、什器、備品等のレンタル・リース料 等
設営費	舞台装置等（電気、看板、装飾、音響等）に係る工事費及び機材等のレンタル料、会場装飾等の経費 等
販売プロモーション費	広告宣伝費、チラシ等の作成費、印刷費、プレゼント品・ノベルティ購入費 等
通信運搬費	郵便代、運送代
需用費	事業実施に必要な物品等の購入費 （飲食費、販売目的の物品等及び他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費を除く。）
委託費	会場設営費、イベントの企画・運営費、警備費、アプリケーション開発、ウェブサイトの作成・改修、動画コンテンツの制作、商品パッケージのデザイン 等
その他必要と認める経費	ボランティア保険、イベント保険、振込手数料 等

※ 本事業の実施に必要な経費として、補助事業者が支払うものに限る。